

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號四第

卷四十三第

行發日一月四年七和昭

論叢

動的資本と課税

法學博士 神戸 正雄

社會理念とイデオロギー及びミースト

文學博士 米田 庄太郎

マルクスに於ける精神科學的方法

經濟學博士 石川 興二

時論

上海事變を通じて見たる日支關係

經濟學博士 作田 莊一

研究

大量觀察に於ける理論と技術

經濟學士 蜷川 虎三

國勢調査の性質に就て

經濟學士 岡崎 文規

焼津鰹漁業に於ける船仲組織

經濟學士 岡本 清造

・アルフレッドの工業集積理論について

經濟學士 菊田 太郎

說苑

經濟學と經營學との境界線に就て

經濟學士 谷口 吉彦

東海道濱松宿に於ける人馬遣ひ方について

經濟學士 大山 敷太郎

デイーチエルの公債論

經濟學士 鹽見 眞澄

附錄

新着外國經濟雜誌主要論題

(禁轉載)

經濟論叢

第三十四卷 第四號 (通卷第貳百貳號)

昭和七年四月發行

論叢

動的資本と課税

神戸 正雄

緒言

最近に於ける我國經濟界の動きを觀察して、特に感ぜられる一の事實は、動的資本の國際性の發揮といふこと、之を反面からいふと其の非國民的性質の發揚といふことであり、即ち其が遠慮なく利益を追ふて國土を見棄て、其爲め本國の産業に必要な資本に缺乏を感ぜしめつつあるといふことである。此事實は最近に現はれた我國の正貨輸出禁止の必然性の認識から生じたのだといふのが、其主要な動機を觀破したものであらうが、併し別に、當時政府にて税制改革の計畫

があり、其れにて動的資本利子を前よりも一層重課するの案が出でたるに對しての回避的運動の表はれといふこともあつたやうである。由來、我國の税制にては、動的資本の利子が過當に輕い負擔を爲して居り、公正なる負擔の理想からいへば、此に勿論、從來よりも一層の重き負擔を課しなくてはならぬ筈であるけれども、併し動的資本の此可動的なる非國民的な特質を考慮するときには、此が理想の實現には支障の少くないことを想はしめなければならぬ。動的資本及其利子は常に外國回避性があるのみでなく、其が綜合人的課税下には遁脱の可能性が大であり、又稅負擔を債務者に轉嫁するの可能性も大であり、此に本來負はさるべきものを負はしむることの困難なる性質をも有つ。此關係からしても、此には公正相當なる負擔を爲さしむることが六つかしい。此内情の下に、之が課税を何うするかは、實際政策としては決して決定の容易なものではない。其れで私が茲に之に關する性狀並に對策についての研究を試みるのも無益ではあるまい。

第一段 動的資本の輕負擔

動的資本にありては他の元素、即ち例之、土地、家屋、營業、勞務などに比して、比較的に租稅負擔が輕いといふのが其實情である。然らば其が何うして起るかといふと、其は次の如き事由によるのである。

(一) 制度上の原因による其輕負擔

(A) 源泉比例課税——動的資本及其利子は之を綜合人的に課税するときには、後にもいふやうに隠匿せられ逋脱される可能性が大きい。其れで之を防ぐ爲めに自ら源泉課税法が發達し、其によりて漸く此が容易に捕捉されることになつたのである。特に動的資本の中でも利札（無記名なる公社債の利子）のやうなものに就ては、綜合課税にては取り悪く、勢ひ源泉天引課税を用ゐなくてはならぬことになる。¹⁾ 銀行（信託會社）の預金利子などになると其所屬者が明かだから本來は綜合課税に依り得る譯だが、此も我國に於けるが如く銀行の勢力の大い處では、其營業政策上之を喜ばず、其爲め制度上にも利札なみに源泉課税が行はれることになつて居る。かくして我邦の所得税及資本利子税にては動的資本利子中の重要なる部分たる公社債の利子、銀行預金利子、貸付信託の利益などにつき源泉課税が行はれることになり、随つて此に對しては一率なる中間的比例率が課せられることになり、其結果は大所得者にとりては過輕負擔となり且つ小所得者にとりては過重負擔となるといふ不都合を來して居る。特に又、齊しく源泉課税としても例之、勞賃給料の如きものに就いて之を行ふときには、或度の累進課税をも行ひ得るが、此利札の如きものに就いては事物の性質上、累進課税といふことも出來ず、勢ひ比例課税の外ないといふことになる。其れで右のやうな大小所得者の間に不公平となるが、其中に就きても、小所得者に過重負擔となるといふ方は、其所得が資本から出て、持主の働かずして得たものであり、人は本來、働いて生活すべきもので、働かずして生活資料の得らるるのはむしろ分に過ぎたるものと見ることが出來、

- 1) Stamp, Problems of income tax administration. (Festgabe für Schanz. II.) s. 302. Jéze, Cours élémentaire de science des finances. 1931. p. 411.
- 2) Allix, Traité élémentaire de science des finances. 6 éd. p. 537. Terhalle, Fw. S. 306.

斯かる働かずし得られる所得については、假令他の關係からして過重とも見らるる負擔にても、當事者に於て辛棒し得られぬといふことはない。けれども大所得者の過輕負擔となるといふに至りては、其が働かずして得られた大所得でもあり、其は何としても公平負擔の上からして大な不都合としなければならぬ。

(B) 地方税に於ける缺陷——動的資本は國税にては源泉課税法にせよ、綜合課税法にせよ、兎も角も之を一應漏れなく課税する方法を備ふることを得るけれども、地方税にては之を適當に網羅的に課税することが難く、其爲め勢ひ不課税となり勝なものである。特に地方税に特有なる利益原則加味の上からしても、之が課税を閑却することとなり勝である。そして我邦に於て實際にも資本利子税、及第二種所得税に關する限り、地方附加税の賦課を禁止することになりて、少くとも動的資本利子の一部、又はむしろ動的資本利子の重要な部分が、他の地方附加税又は之に代るべき地方特別税の課せられたる所得と比較して、過輕なる負擔を負ふことになり、其も小所得者の所得に關するだけにては恕するを得るけれども、其收得者が間々、可なり大なる所得の持主に關するに於て前記(A)にいふ所の不公平が一層に助長せられて、あまりにも大な不公平が存することになつて居るのである。

(二) 當事者の運動による其輕負擔

(A) 他の元素との綜合課税の下に於ける逋脱易によるもの——前にいふやうに、動的資本及其利

子の一部のものは、勢ひ源泉課税、随つて比例課税によりて課せらるることになるが、其は何うも不公平なる結果となるとして、之をして公平ならしめるのには、出来るだけ其の多くのものを綜合人的に課せなければならぬことになる。其は實に我邦にては、相續税には制度上も完全に行はれて居る。又、所得税にても、第二種は列舉されたる以外の動的資本の利子につきては、此が行はれて居る。そして此の綜合課税の行はるるだけにては自ら累進課税が行はれ、免税點もあり、或度まで人的事情の考慮も行はれて、一應公平の諸要求を充たすことにはなるが、元來、此動的資本及其利子にかかる綜合課税下には逋脱し易く、不申告又は虚偽申告となり易きものであり、其も内地に於ける貸借乃至投資にかかるものなれば、まだ政府の手にて詮議し出すことが容易であるけれども、外國に投ぜられたるものに至りては、之を不課税としてしまつては、不公平なのみでなく、其國の經濟にとりて不利なる資本流出を勧めることにもなるから採ることは出來ず、さりとて之をも綜合課税の中に入れるときに、矢張り不申告に終り、逋脱されてしまふ。少くとも課税漏れとなるものが多からう。其れに此綜合課税に伴ふ累進税率が比較的大所得者に於ける逋脱を助長するの傾があるし、益々以て夫の逃げ易き動的資本利子に於ける捕捉漏れを多からしめることになる。特に相續税の綜合課税に至りては、逋脱の方法が多様であり、特に動的資本元素は一層に逋脱が容易である。或は此等の所得税や、相續税からして逃れた給付能力が、動的資本に關する限り、印紙税等々の交通税によりて遺漏を補完せらるるともいはれるけれども、其れと

- 3) 拙著、租税研究、九卷 157. Ralston, What's wrong with taxation? p. 55. Tranter, Evasion in taxation. p. 90.
- 4) Fuisting, Grundzüge der Steuerlehre. S. 201.
- 5) Moll, Lehrbuch der Fw. S. 389.
- 6) 租税研究、九卷、288 以下。
- 7) 租税研究四卷 153。

ても其度合はほんの輕微なものであり、又不完全なものであり、却つて能力大なるものを重ねて逃がして、能力の乏しきものを壓迫し追撃するの傾なき能はずである。

(B) 一般に動的資本に於ける負擔の轉嫁によるもの——此に「一般に」といふ詞は、嚴格にいふては當らぬかも知れぬ。殆んど一般といふのが正確であらう。即ち相續稅關係にて貸借關係に立たざる現金の如きには適用のなきことである。併し其は全體上重きを成さず。動的資本の殆んど全部は、貸借關係に立ち、利子を伴ふものであり、其れだけにては、其につき税を負ふこととなる。債權者、資本主が、其税を綜合課税下に拂ふたにせよ、源泉課税にて拂はされたにせよ、其税だけを債務者に轉嫁せんと努むるのが例であり、又其の少くとも一部は成功する所でもある。⁸⁾そして此が經濟上の自然の勢を利用して行はれる以上は、致方もなきことであるとはいひ乍ら、債權者資本家と債務者借主との關係にては、概して前者が優者であり後者が劣者であるといふに於て、結果は負擔が本來課税され又課税さるべき資本主に歸せずして却つて弱き力乏しき者の負擔を積み重ねるといふことになり、公平課税の上からして不満足であるばかりでなく、其がやがて産業の上への負擔となり、壓迫となるといふに於て、經濟政策上にも不利なりとしなければならぬ。

(C) 動的資本の外國逃避によるもの——以上にいふたのは動的資本が内國に止まるとしての負擔の過輕となる傾を示したのだが、更に此資本が持主の外國移住又は資本の單なる外國投下により

8) 租稅研究, 九卷 159. Ralston, l. c. p. 55-56. Armitage-Smith, Principles and methods of taxation. p. 116.

9) Ralston, l. c. p. 56.

て、外國に出て行くことになつて、少くとも内國の税を逃れるといふこととなり、其の爲め動的資本の輕負擔ともなる。或は此外國に出て行きたる資本は内國税を逃れても出先の外國の税を負ふことによりて埋合せを得るやうでもあるが、併し其が假令外國にて課せられても、内國に於けるよりも一層輕いといふこともあり、又其處にても更らに遁脱を行ひ又は他への轉嫁を爲し得たといふこともあつて、此埋合の必ずしも得られぬといふことがある。そしてかかる外國逃避は資本利子税についても行はれるが、相續税についても可なりに多く行はれる。¹¹⁾此資本の外國流出は、我國にては最近に殊に目立つて多く行はれたが、其主要動機は勿論、金輸出禁止の必然性、圓價下落の見透ほしに存するのだけでも、併し又、我國に於ける動的資本の税負擔の増加見込もが手傳ふて居るであらう。其れに我國に於ける近頃、に於ける社會思想の動搖、随つては何時、社會組織に於ける變革が生ずるかも知れず、其に伴ひ動的資本沒收乃至價值低下の可能性の存するがあり、尙一つには其等の社會變革には可なり大な疑問が存するとしても、差し當り、政友會全盛時代が來るとして、政府のインフレーション政策實施の可能性が多分にあつて、此政策が内國貨幣の價值を益々低下せしめると考へらるるに於て、其の心配からしての資本流出の傾向は頗る強きものとしなければならぬ。そして、かかる資本流出を助くるものは、我國の一般人に於ける海外智識の進歩、随つて資本を海外に移す方法についての理解の進んだことである。特に近頃、我國の銀行、信託會社、保險會社が外國の投資機關との連絡を密接ならしめたるがあり、外國銀行

10) Jèze, l. c. p. 410. Terhalle, a. a. O. s. 168. Ralston, l. c. p. 24. Silverman, Taxation, its incidence and effects. p. 173.

11) 租税研究 九卷, 297 以下。

12) Terhalle, a. a. O. s. 168.

等にして我國に支店出張所を設けて夫の流出を助成するがある。特に内國人の一部には非國民的猶太人的なる營利慾の強烈なるものがあつて、此勢を助けても居る。ただ此に少しく矛盾と認めらるることは、かかる我國の資本家中に於ける猶太人型の人々は一方には其資本を擁護する爲めに、其海外流出を企てつつあるのであるが、其結果として其の他面、内國に於て投資しつつある産業を壓迫することになり、否な最後には其の内國に於ける事業の存立をも失はしむることとなつて來るといふことに氣のつかぬことである。更に進んで考ふるときに、外國資本家が我國の資本の海外流出を幫助する裏面には、我國の經濟上、及政治上の地位を動搖せしめ、むしろ之を轉覆しやうといふの動機もあり得る。結局、我國は大資本國家の外敵をもつのみでなく、内部にある獅子身中の蟲にも悩まされて居るのである。かくして動的資本が外國に出て行くことは、負擔の公平を破ることになるが、尙ほ經濟上から見て、資本の缺乏を生じ、内國産業を壓迫するといふ大不利益を齎らす。尤も此内國に於ける資本缺乏が利子の引上を導き、更に資本の再輸入を助くるといふこともあるではあらう。¹⁴⁾併し其れにしても利子引上の不利が尙ほ殘らなくては濟まない。或はインフレーション政策によつて、内國資本の補充を爲し得るが如くにもいふけれども其は一時的の効果しか齎らし得ず、到底、行詰りとならなくてはならない。

第二段 現狀改善の方策

13) Colm, Der Einfluss der Steuern auf die internationale Wettbewerbsfähigkeit. (Festgabe für Schanz. I.) S. 138, Friedrich List Gesellschaft, Kapitalbildung und Steuersystem. II. S. 134.

14) Colm, ebenda. S. 139.

前記、動的資本の輕負擔、随つて存すべき不公平、更に其に附帶したる經濟上の困難は、何としても其儘に放任すべきものではない。或はかかる現象は事物の性質に伴ふ必然のことだから仕方のない事だとして現状に甘んずるといふことも出来るが、然るときに、此動的資本以外の元素の所屬者に於て、此不公平の事實に注意し感知するときに、其に刺戟せられて、遁脱を誘惑せられ、有らゆる工夫をして租税を回避することとなり¹⁵⁾。一般の納税狀態を不良ともする。雷に動的資本以外の元素に於て然るのみでなく、動的資本の内部にても、從來、正當に納税し負擔したりしものが、其に刺戟せられて、齊しく租税回避を行ひ、かくして、租税の公正は益々破られ、之に附帶して經濟上の困難もが増長する。或は之に對して納税道義の獎勵乃至は課税行政の改良を計りて防止するといふことも考へらるるが、其等はいふは易く、實績を收めることは甚だ六つかしい。其處で、もつと有效なる現状改善の爲めの方策を考へなくてはならぬといふことになる。かかる方策としては、

(一) 嚴重なる對策

(A) 綜合累進課税の完成——現行税法に於ては少くとも一定種の動的資本利子には第二種所得として源泉比例課税を行ふて居るけれども、之を改めて、凡べて(尤も第二種所得の乙は別に扱ふ)第三種所得に入れて綜合累進課税とすることが、動的資本に於ける不公平を匡正し、特に其大所得者に於ける輕負擔を相當の重さたらしむるに於て肝要である。併し、さうなると夫の動的資本

利子に於ける逋脱が多くなつて、之を捕捉することが六つかしくなる。それで其逋脱を防ぐのは、取敢へず銀行及信託會社の統制を行つて、政府に於て預金者、受益者等を確知し得る方法を設けなければならぬ¹⁶⁾。尙ほ其上にも、從來のやうな國債利子の所得税免除を撤廢し、公社債の記名強制をも斷行しなくてはならない。尤も此等の事業には實現の爲めに幾多の故障が存する。けれども夫の目的達成の爲めには必要の事項ではある。勿論、此等のものの外、別に、課税技術の一層の改善、納税道義の鼓吹、更には租税罰則の改革などもが、目的を達するのには望ましい。

(B) 地方税の關係に於ける改正——今日、第二種所得税と資本利子税とに地方附加税を課して居らぬ爲めに、他の地方附加税又は特別税の課せられたる元素との間に不均衡を生じ、此特定の動的資本利子があまりにも輕き負擔となつて居るのに對しては、前にいふやうに第二種所得(乙を別とし)を第三種所得に綜合課税することになれば、其に關する限り、附加税制限の問題は消滅するけれども、此が行はれぬとすれば、其も此に問題となる、そして此には、其地方附加税に相當するだけ國税たる第二種所得税及資本利子税を重く課して、其増加收入部を地方に分配することが至當である。此増加收入を地方に分配すると否とは、國と地方との財政關係になるが、少くとも此第二種所得税及資本利子税の重課だけは、各種所得元素の間に於ける負擔の公平を期する上に必要である。そして此事には實行上にも左まで大な支障はない。

(C) 外國逃避防止——動的資本の外國逃避を防ぐ爲めには、正貨輸出禁止も一方法だが、此は既に

16) 拙著、現行税制及其整理 165.

17) 拙著、最近地方税問題 187.

行はれたから、其が少くとも此目的を達成するに足るとして、尙ほ其れだけにては足りない。我國の人々が輸出により又國際的勤務によりて外國より收受すべき勘定にかかる爲替手形をも政府にて統制し管理しないといふと、拆角の我國勘定たる動的資本を外國に逃がすことになる。それで之が政府管理が望ましいといふことになる。但し此には苦情が多からうとは思ふ。尙其上にも、今日は資本利子税は内國にて支拂を受くる特定の資本利子にのみ課せられて居るけれども、之を外國にて支拂を受くるのにまで及ぼし、相續税も内國にある相續財産に限られて居るのを、外國にあるものにまで及ぼすといふやうにすれば、資本の外國回避を防ぐには一層有效である。尤も實行上には之につき通脱が相當に多からうし、重複課税の面倒を生ずるといふこともあるが、併し通脱の防止につきては出来るだけの手を盡すの外なく、重複課税のことも、今日の國際課税の現状の下には已むを得ぬことである。

(二)寛大なる處置——前記の方法は公平課税及經濟政策上の見地からして理想的方法ではあるけれども、併し其の(B)を除きては(A)も(C)も何れも其主要なるものの實行には幾多の支障があり、果して今日の國家政府にて之を斷行するだけの勇氣を有ち得るや、疑なき能はずであり、其の比較的容易なりとする(B)すらも之を行ふのには躊躇するであらう。即ち實際には現状維持となるのが落ちであらう。然るときには之が辨護の理由は左の如きものとなるであらう。

(A)公平課税上——成程、現行法のやうでは、動的資本は直接には、他の元素との均衡上、不相

當に軽く課せらるることになるけれども、此には間接に色々の税がかかることによりて埋合せが得られ、其により或度まで夫の不公平が匡正せられることを得て居る。即ち此が經濟交通界に動く間には、印紙税や取引所取引税のかかる機會があり、此が實際、營利事業に投下せらるるときには其處では所得税や収益税を他の元素と分別されずに課せられることになる。其が消費に充てらるるときには重き消費税も課せられる。明確に直接に動的資本に課せられずとも、結局にては相當に重き税が此にかけられることにはなつて居るといふのである。此も一應の説明にはなるが併し此間接なる複雑多様の内容を有つた負擔によりて、果して公平なる負擔の分配が得られたといひ得るや疑はしく、此の如きの辨明は多少の寛恕理由とはなるけれども、決して有力なる辨護とはならない。で公平課税からしては何としても、現狀に甘んずるを許すことは出来ない。其處で現狀に甘んずるとすれば、公正課税を犠牲にして次ぎの經濟政策に重きを置くのだといふの外はないのである。

(B) 經濟上(或度まで社會政策上)——

(い) 原則上不拘束の得策——現代に於ける自由主義は、其は國民經濟の發展の爲めには最大事なものであり、之を抑壓するときには、到底經濟の發展を望み得ない。然るに前記(一)にいふやうな諸方策を採るときに、經濟上の自主が脅かされて、到底、其發展を遂ぐることを得なくなるであらう。課税の上に必要なる限りの制限位は辛棒して良くはないかともいふが、併し又、一たび

此方面に國家統制が及ぶときに、其が更には他の方面にも延長し、遂に現代經濟組織を破壊するやうにもなる。其は是非とも防止しなければならぬ。で現状の方が此大事な原則の上から選ぶべきだといふのである。

(ろ)輕税の得策——此は主としては經濟上の利益であり、併し或度までは社會政策にも關する。其は動的資本を他の元素よりも輕税とすることにより、内國の其をしては内國に止まらしめ、且つ外國からしても其を招致することとなつて、其豊富充實を來たし、其爲め内國の事業を益々發展せしめることが出來て、經濟上の目的を達成するに好都合なのみでなく、勞働者に仕事を多からしめて社會政策上にも好都合となるといふのである。元來、動的資本は不動資本と異り又人間とも異り、全く自由に國際的に移動し易きものであつて且つ愛國心をも有たず、非國民的世界的のものである。常に最有利に且つ最安全に利用し得らるる處を求めて千万里を遠しとせずして轉々して往くものである。彼が利益を追ふて移り往くについては國家も愛國心も眼中になきばかりか、義理も人情もなき冷酷至極のものである。之を喰止めて國內に止まらしめるのには、前にもいふやうな色々の國家的制度を定めることが出來、其にて大なる度にて目的を達することは出來るが、其れでも間隙さへあれば、之を抜け出さうとする。全然喰止めることの至難なものである。で之を喰止めるのには、其に對する税を輕くして、其點からして利益の打算上、内國に止まる事を選ましむるのが得策である。此が其最自然的なる喰止の策である。そして此動的資本は産業の

經營及創始の上には第一次に缺くべからざるもので、此が豊かなれば事業を發展せしめ得るし、此が乏しければ之を展ばすことは出来ない。成程此が一國に有り餘つて使ひ途のないといふほどになることは其國の經濟上不得策ではあるが、其れでも之に缺乏を告げ、折角の事業が之なくして起し得ぬ又は經營し得ぬといふのに比しては有利であり、此資本が豊かであつて安き利子にて之を利用し得るの事業は、他の之を缺き、高利子を拂ひつつあるの事業と比しては競争上有利であり得る。又、動的資本ばかり多くして固定資本の乏しきのも不得策だが、かかる場合にも自ら間もなく其一部が固定資本に變へられて、二種の資本の間には均衡の得られるやうになるであらう。そして一國に此動的資本の豊かなるに於ては、自ら事業も起り、労働者も職を得るやうになり、然らざればあるやうな、事業不振、失業不就業などを生ぜざらしむるを得る。そしてかくの如くにして資本の課税を輕からしめることは、常に内國産業の發展を助長するのみでなく、内地に於ける資本の蓄積其ものをも助長し、其が獨り大資本家の資本を増加するのみでなく、労働者大衆の貯蓄心をも刺戟して、其資本蓄積を助長することにもなり得て、益々以て社會人心の安定に導き、勞資の反感を緩和することにもなり得る。そしてかかる資本増殖助長策は、殊に我國のやうに、資本の蓄積の未だ比較的にかからず、外國に向つて投資するよりは、むしろ外國資本を借入れて自國産業を經營する處にては、一層に重要事であり、之を助長して經濟の發達と並に社會の安定とを達成するやう最善の努力を拂はなくてはならず、其爲めには現狀の動的資本の輕税

は、むしろ大局上得策としなければならぬといひ得る。

(は) 輕税の爲め生ずる不利はいふに足らざること——動的資本を輕税とする爲めには、其れだけ之と對立する不動産や營業や勤勞やの負擔が重くなり、或は營利事業の直接の負擔が重くなつたり、或は消費税の重荷となつて労働者無産者を苦しめることとなる。其が負擔の不公平となるは勿論だが、此點は暫らく別として、其が經濟上、事業の壓迫となり、社會上、労働者等の生活の壓迫となることが不都合ではないかとも見られるが、併し所詮、一定額の國費は何等かの税にて充たす外なしと前提して、其を動的資本にて負はしむるが得策か、不動資本、營業、労働にて負はしむるが得策かといふことになれば、前者の場合には可動的なる資本を外國に驅逐して産業及仕事の成立發展を抑止することが生じ、随つては内國に於ける折角の不動資本及労働力を不利用に終らしめ、寶の持腐れに終らしめるのに、後者の場合には事業運轉の爲めの血液にも比すべき動的資本を充實して、兎にも角にも不動資本及労働力を利用せしめることが出来るのだからして、むしろ後者の方が、選ぶべきではないかともいはれる。

(C) 課税技術上——前記(一)にいふ方法は技術上出來得ることではあるけれども、可なりに六つかしい方法である。銀行信託會社の統制といひ、爲替の管理といひ、公社債の記名強制といひ、其他、何れを採るにしても容易の事ではない。然るに現状にては不公平不満足の點が存するにせよ前にいふやうに經濟政策及社會政策上の辨護もあることであり、其上にも、課税技術上からいへ

ば此れほど容易なものはないといふことがあつて、之が存續を辨護せしめる。

(三)折衷的態度——前記(一)の方法は公平課税上には最も望ましく、其上にも富の分配に關する社會政策上にも望まじき方法であるけれども、經濟上からいふて、自由交通を妨ぐること大であり人の經濟行爲に對してあまりに大なる拘束を加へ、且つ可動的資本を國外に驅逐することにもなつて、經濟發展を期するに於て不利なるものがある。去りとて(二)の方法により、現狀に甘んずるときに經濟上社會上には宜しいけれども、課税の公平上、甚だ不満足なものといふことになる。此に於てか、折衷的態度が、少くとも過渡的の一時的の處置としては選むべきものとならなければならぬ。其は何かといふと、

(A)所得税に於ける綜合課税、源泉課税兩主義の維持と共に、第二種所得税及資本利子税の若干の引上——が第一に實行の容易であり、而かも公平課税の上からしては、夫の地方附加税のかからぬのに對する埋合せとしても當然の事である。ただ其の爲め、小所得者にして此種の所得を舉ぐるものにとつて過重負擔となるといふことはある。其點が遺憾であるけれども、此小所得者とても、單なる勤勞者の所得とは異り、此資本に關する限りは、矢張り自ら勞することなくして有閑階級的に所得するものにかかるのだから、其れに重き課税をされても忍び得るものとしなければならぬ。全くかかる資本所得を缺き、單に勤勞のみから所得を舉ぐる、最不安の狀態の下にある小所得者に比しては、偶々此資本を有つて其から所得を舉ぐるのは、仕合せなる地位として特

別の負擔を辭すべきでない。そして大所得者に至りては勿論從來よりも重き負擔をすることになるけれども、其も他との均衡上は當然の事であり、一層大な所得者からいへば、其れでもまだ割合に輕きに過ぐるほどだから、勿論負擔を辭すべきものでない。此方法は公平課税上尙ほ不満足だけれども、此點につき從來よりは一段の進歩であり、其理想に近づくものではあり、他方、源泉課税の長所をも認めて、之を固守する以上は、此位の改正より外には適當の方策を見出し得ぬ。不満足ながらも之にて辛棒する外ない。

(B)其他——國債利子への所得税適用、外國にて支拂を受くる資本利子への資本利子税の擴張、外國にある財産への相續税の延長等、其實現に多少の故障はあるにせよ、行へるだけは行ふことにしたら良からう。課税の公平は此等のものなくしては期することは出来ぬ。尤も其中にても、國債利子の所得税適用に至りては、近時のやうに財政上大に國債に依らうとしつつある時代には到底、實行難のことかも知れない。

結 論

以上要之、今日、動的資本の租税が他の元素に比してあまりにも輕いといふことが認められる。そして其原因は現行法制上にも存するし、之を別として此事物の性質にも因る。法制上には源泉比例課税と地方附加税の禁止とに其原因を有ち、性質上からいふと、此が逋脱易、轉嫁易、外國

逃避などに原因を有つ。轉嫁易は經濟自然の作用として暫らく見逃がすとしても、其他は公平課税上、經濟政策上、何等かの救済策を講じて匡正しなければならぬ。之についての最嚴酷なる方策としては、各種の統制と共に、綜合累進課税の實施の徹底を期するのであり、之に對して最寛大なる方法としては現状維持といふことも唱へられ得る。そして第一のものは公平に適ふけれども經濟上躊躇すべきものがあり、第二の方法は公平上不満足だが、經濟上、多少は社會上に長所を見出す。茲に於てか少くとも目下に處すべき過渡的の處置としては、兩者を折衷し、其中間の途を採るといふ外なく、其方法としては綜合、源泉課税の原則は之を維持しつつ、動的資本の負擔を現在よりも或度まで引上げ、之に附帶して二三の補修的改正をも行ふことが勧められる。